

議案第58号

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(79) 略</p> <p>(79の2) <u>廃棄物処理法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定 1件につき33,000円</u></p> <p>(79の3) <u>廃棄物処理法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定の更新 1件につき20,000円</u></p> <p>(79の4) 略</p> <p>(79の5) 略</p> <p>(80)～(90) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(79) 略</p> <p>(79の2) 略</p> <p>(79の3) 略</p> <p>(80)～(90) 略</p>

(91) 廃棄物処理法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業
廃棄物処理施設の変更の許可 次に掲げる区分に応じ、それ
ぞれに定める額
ア及びイ 略

(91の2) 廃棄物処理法第15条の3の3第1項の規定に基づく
熱回収施設設置者の認定 1件につき33,000円

(91の3) 廃棄物処理法第15条の3の3第2項の規定に基づく
熱回収施設設置者の認定の更新 1件につき20,000円

(91の4) 略

(91の5) 略

(92)～(300の3) 略

(301) 建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項の規定
に基づく2級建築士又は木造建築士の登録 1件につき19,200
円

(301の2) 建築士法第11条第2項に規定する2級建築士免許
証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付 1件につ
き5,900円

(302)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に

(91) 廃棄物処理法第15条の2の5第1項の規定に基づく産業
廃棄物処理施設の変更の許可 次に掲げる区分に応じ、それ
ぞれに定める額
ア及びイ 略

(91の2) 略

(91の3) 略

(92)～(300の3) 略

(301) 建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項の規定
に基づく2級建築士又は木造建築士の登録 1件につき18,000
円

(302)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に

納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、
その者の収入とする。

(1)～(14) 略

(15) 建築士法第10条の20第1項の規定により知事の指定する
者に2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行
わせる場合における前項第301号及び第301号の2の手数料
2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行
う者

(16)～(18) 略

納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、
その者の収入とする。

(1)～(14) 略

(15) 建築士法第10条の20第1項の規定により知事の指定する
者に2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行
わせる場合における前項第301号の手数料 2級建築士及
び木造建築士の登録の実施に関する事務を行う者

(16)～(18) 略

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。